

事後審査型一般競争入札の執行について

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）による事後審査型一般競争入札を次のとおり実施するので、佐久市財務規則（平成 1 7 年規則第 3 9 号）第 1 0 5 条の規定により公告する。

令和 5 年 9 月 6 日

佐久市長 柳 田 清 二

1 入札対象業務

業 務 名 (発 注 課)	令和 5 年度 緊急自然災害防止対策事業 清川測量設計業務 (経済部 耕地林務課)
業 務 場 所	佐久市清川字清川
業 務 概 要	測量設計業務 1 式
履 行 期 間	契約日から令和 6 年 3 月 6 日まで

2 入札参加資格要件

佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成 2 0 年告示第 6 8 号）第 4 条の規定に基づき、上記業務の事後審査型一般競争入札に参加することができる者は、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登録されている者で、次に掲げる①から⑥までの要件を「入札公告日から落札決定日まで」全て満たす者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- ②佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱第 4 条第 3 項及び第 4 項の規定に該当していないこと。
- ③有資格者名簿の測量業務の「測量一般」部門及び建設コンサルタント業務の「森林土木」部門に登録があること。
- ④有資格者名簿に市内本店又は支店・営業所として登録されており、常駐の技術職員が配置されていること。
- ⑤本業務の管理技術者及び照査技術者として、入札参加申請日以前 3 カ月以上の恒常的な雇用関係のある特記仕様書に示す技術職員を配置できること。
- ⑥長野県発注の治山事業に係る同種の設計委託業務を元請業者として履行した実績を有すること。

3 入札の日程等

入札手続等	期間 ・ 期日等	場所 ・ 留意事項等
設計図書等の閲覧	令和5年9月6日(水)から 入札日まで	・市ホームページへの掲載、佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札参加申請受付	令和5年9月6日(水)から 令和5年9月8日(金)まで (最終日は午後5時15分まで)	・提出書類 ① 「事後審査型一般競争入札参加申請書(様式第1号)」原本・副本 各1部 ② 「入札参加資格要件⑥の業務実績の要件を証する書類」1部 ※業務実績については、事前に発注課(経済部 耕地林務課)の確認印を受領した上、参加申請すること。 ・佐久市企画部契約課(本庁4階)へ持参により提出のこと(郵送は不可)。
設計図書等の入手	令和5年9月6日(水)から 入札日まで	・市ホームページよりダウンロードすること。
設計図書等に関する質問受付	令和5年9月7日(木)から 令和5年9月11日(月)まで (最終日は午後5時15分まで)	・質問書様式は市ホームページからダウンロードすること。質問内容がわかるように具体的に記載すること。 ・発注課(経済部 耕地林務課)へ持参
質問回答の期日・方法	令和5年9月14日(木)以降	・発注課より市ホームページにて回答する。
入札開札日時・場所	令和5年9月19日(火) 午前9時30分から(郵送不可)	・佐久市役所 601会議室
落札者の決定等		<ul style="list-style-type: none"> ・失格基準価格を下回った者(以下「失格者」という。)は、落札者とならない。 ・失格者は、当該対象入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加することはできない。 ・予定価格の制限の範囲内で、失格基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。 ・落札候補者は入札参加資格確認書類を候補となった日又は翌日(閉庁日の場合はその翌日)に提出すること。 ・審査は、落札候補者から提出のあった入札参加資格確認書類を審査し、入札参加要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、予定価格の制限の範囲内で応札した次順位者の最低価格入札者から入札参加資格確認書類の提出を求め、順次審査を行い、入札参加資格を満たしている者1人が確認できるまで行うものとする。 ・落札者の決定は、原則として、確認書類が提出された日から起算して2日(閉庁日の場合はその翌日)以内に行うものとする。 ・落札者を決定したときは、直ちに落札者に対しEメールの方法により連絡する。 ・入札参加資格がないと認められた場合は、入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知する。 ・入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(閉庁日の場合はその翌日)以内に、市に対して競争入札参加資格がないとされた理由説明請求書(様式第5号)により、その理由について説明を求めることができる。説明を求められた者に対しては、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。
入札参加資格確認申請書提出について(落札候補者)		<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類は「事後審査型一般競争入札参加資格確認書(様式第2号)」 「技術者届」 「技術者等経歴書」 「管理技術者及び照査技術者の資格を証する書類」 「管理技術者及び照査技術者の雇用関係を証する書類」 及び市が指定したものとする。 ・落札候補者として決定された日の翌日(閉庁日の場合はその翌日)までに持参により提出すること。なお、郵送等による提出は認めないものとする。 ・入札参加資格確認書類を提出しないときは、当該入札者の行った入札は無効とする。 提出場所: 佐久市企画部契約課(本庁4階)
入札結果の公表		市ホームページ、佐久市企画部契約課(本庁4階)において閲覧にて公表する。

4 入札事項等

入 札 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・入札回数は2回とし、第2回の入札をしても落札できないときは、第2回の最低入札者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。この場合の見積回数は2回までとする。 ・落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・入札時には金抜設計書に見積もった金額等を記入の上、持参すること（必要に応じ提出を求める場合もある。）。 ・代理人が入札書を提出する場合は、併せて委任状を提出すること。なお、全ての応札者は本人であることが確認できるものを持参し、受付に提示すること。
低入札価格調査制度	・適用なし
失 格 基 準 価 格	・適用あり 佐久市建設工事等の入札における失格基準価格制度実施要綱（平成24年告示第107号）による。
入 札 保 証 金	・免除 （ただし、落札者が契約を締結しない場合、見積額の総額の100分の5の納付を要する。）
契 約 保 証 金	・契約請負代金額の10分の1の金銭的保証
前 払 金	・佐久市工事の前金払に関する取扱規程（平成17年訓令第56号）の規定による。
中 間 前 払 金	・佐久市工事の中間前金払に関する取扱規程（平成20年訓令第14号）の規定による。
部 分 払 金	・佐久市財務規則第138条の規定による。
債 務 負 担 行 為	・適用なし
入 札 の 無 効	・佐久市財務規則第111条及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年訓令第54号）別記入札心得第8条の規定による。

5 その他の事項

- ・佐久市事後審査型一般競争入札実施要綱、佐久市財務規則及び佐久市建設工事事務処理規程の入札心得を熟読の上、御参加ください。
- ・請負者は下請けを利用する場合、可能な限り市内に本社を有する業者又は市内に支店若しくは営業所を有する業者を下請負人としてください。

6 担当部課（問合せ先）

公 告 の 内 容	佐久市企画部契約課（佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3084（直通）
工 事 の 内 容	佐久市経済部耕地林務課（佐久市中込 3056） TEL. 0267-62-3242（直通）